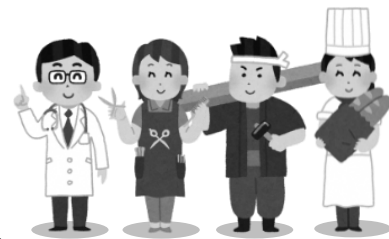




令和7年度版 個人事業税のあらまし



●個人事業税とは

個人で事業を行っている方の事業の所得に対して課税される普通税です。

●納める人は

県内に事務所又は事業所を持ち、法令で定められた事業を行う個人の方です。

●事業の種類

区分	事業の種類					
第1種事業 税率5%	物品販売業	土石採取業	請負業	飲食店業	演劇興行業	興信所業
	保 險 業	電気通信事業	印 刷 業	周 旋 業	遊技場業	案 内 業
	金銭貸付業	運 送 業	出 版 業	代 理 業	遊覧所業	冠婚葬祭業
	物品貸付業	運送取扱業	写 真 業	仲 立 業	商品取引業	
	不動産貸付業※	船舶ていけい場業	席 貸 業	問 屋 業	不動産売買業	
	製 造 業	倉 庫 業	旅 館 業	両 替 業	広 告 業	
	電気供給業	駐車場業※	料理店業	公衆浴場業(第3種を除く)		
第2種事業 税率4%	畜 産 業 (農業に付随するものを除く)		水 産 業		薪炭製造業	
第3種事業 税率5%	医 業	司法書士業	公認会計士業	不動産鑑定業	クリーニング業	土地家屋調査士業
	歯科医業	行政書士業	計理士業	デザイン業	公衆浴場業(銭湯)	海事代理士業
	薬剤師業	公証人業	社会保険労務士業	諸芸師匠業	歯科衛生士業	印刷製版業
	獣 医 業	弁理士業	コンサルタント業	理 容 業	歯科技工士業	
	弁護士業	税理士業	設計監督者業	美 容 業	測量士業	
第3種事業 税率3%	あんま、マッサージ又は指圧、はり、きゅう、柔道整復その他の医業に類する事業					装蹄師業

○主として家族等の自家労力を用いて行う第2種事業は、課税されません。

※「不動産貸付業」「駐車場業」の認定基準について

▼不動産貸付業

区分		住宅用に不動産を貸し付けている場合 (A)	住宅用以外の不動産を貸し付けている場合 (B)	種類の異なる不動産を併せて貸し付けているが、単独では(A)又は(B)の規模未満である場合
家屋	一戸建	棟数が10以上	棟数が5以上	棟数、室数(アパート等、一戸建住宅以外の場合)、店舗等の数、及び契約件数(区画)の合計が10以上
	一戸建以外	居室の数が10以上	店舗等の数が10以上	
土地		契約件数(区画)が10以上又は貸付総面積が2,000㎡以上	契約件数(区画)が10以上	
上記の基準に満たない場合であっても不動産貸付業と認められる場合				不動産の貸付に係る収入金額が年額800万円以上

○不動産の貸付に係る収入金額には、農地及び採草放牧地の貸付に係る収入金額を含みます。

▼駐車場業

区分	対象となる駐車場
建築物である駐車場(屋根付、立体式等)	駐車可能台数を問わず事業と認定
建築物でない駐車場(青空駐車場等)	駐車可能台数が10台以上又は総面積が250㎡以上

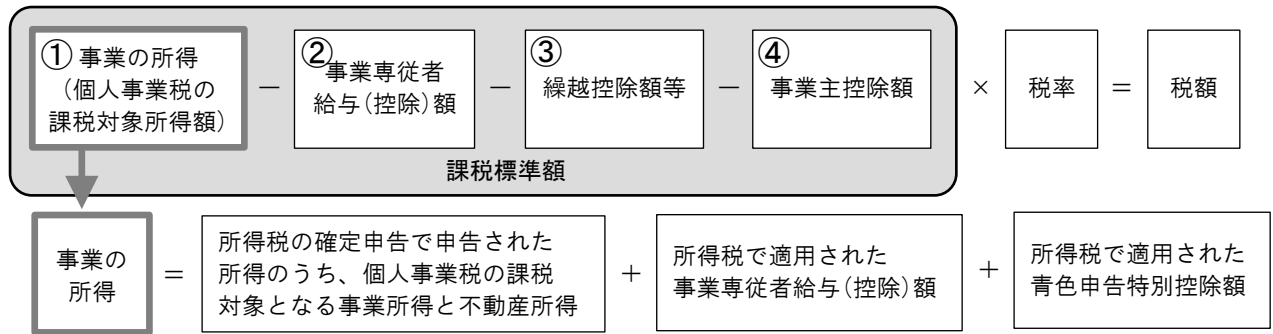
○貸付家屋の算定には、空き室であっても件数に含めます。

○駐車可能台数には、空き駐車場を含みます。

○貸付不動産を複数人で共有している場合は、それぞれの持分にかかわらず、貸付不動産が上記基準に該当すれば事業と認定し、それぞれの個人が事業税の納税者となります。

○建築物である駐車場と建築物でない駐車場の両方を所有する場合は、建築物でない駐車場が上記認定基準を満たしていない場合でも、所有している駐車場全てが事業に認定されます。

●納める税額は



① 事業の所得

1月1日から12月31日までの1年間(年の途中で事業を開始又は廃止したときは、その営業期間)の事業から生じた所得で、事業の総収入金額から必要経費を控除して計算します。

なお、所得税における青色申告特別控除の制度は、個人事業税においては適用されません。

また、事業税は事業所得金額の計算上、必要経費(租税公課)に算入できます。

② 事業専従者給与(控除)

事業を行う人と生計を一にする親族(15歳以上)がもつばらその事業に従事するときは、次の額を必要経費に算入します。

- ・青色申告の場合：その給与の全額
- ・白色申告の場合 配偶者である専従者：最高86万円 配偶者以外の専従者：最高50万円

③ 繰越控除等

- ・事業所得の損失の繰越控除(青色申告者) ・被災事業用資産の損失の繰越控除
- ・事業用資産の譲渡損失の控除 ・事業用資産の譲渡損失の繰越控除(青色申告者)

④ 事業主控除

290万円(事業を行った期間が1年未満のときは、月割で計算した額)

単位：千円

事業を行った月数	1か月	2か月	3か月	4か月	5か月	6か月	7か月	8か月	9か月	10か月	11か月	12か月
事業主控除額	242	484	725	967	1,209	1,450	1,692	1,934	2,175	2,417	2,659	2,900

●申告

- ・ 毎年3月15日までに申告してください。ただし、所得税の確定申告、又は住民税の申告をされた方は、改めて申告をする必要がありません。
- ・ 年の途中で事業を廃止したときは、廃止の日から1か月以内(死亡による廃止のときは、死亡の日から4か月以内)に個人事業税の申告が必要です。なお、死亡による廃止のときで、所得税の確定申告をした場合には、あらためて個人事業税の申告をする必要はありません。
申告を怠った場合には、譲渡損失の控除などの諸控除を受けられなくなるので注意してください。
- ・ 新たに事業を開始(事務所を開設)、変更又は廃止したときは、その事実があった日から1か月以内に、事業開始(事務所等の開設)・変更・廃止申告書を提出してください。

●納税

- ・ 納期限は、第1期分が8月31日、第2期分が11月30日です。
期限の末日が土日祝日等にあたる場合は、これらの日の翌開庁日が納期限となります。また、年税額が1万円以下の場合は、8月の納期にまとめて納めていただくことになっております。
- ・ このほか、所得税の修正申告及び更正・決定に基づいて個人事業税が課される場合には、別に定める納期限までに納めていただくことになっております。
- ・ 納税は、銀行等の窓口やコンビニエンスストアのほか、クレジットカードやスマートフォン決済アプリを利用した電子納付もご利用いただけます。

●お問合せ先 お住まいの地域の総合支庁にお問い合わせください。

〒997-1392
東田川郡三川町大字横山字袖東19-1
庄内総合支庁 税務課 課税第一担当
TEL 0235-66-5425

〒992-0012
米沢市金池7-1-50
置賜総合支庁 税務課 課税第二担当
TEL 0238-26-6015



〒996-0002
新庄市金沢字大道上2034
最上総合支庁 税務課 課税担当
TEL 0233-29-1227

〒990-2492
山形市鉄砲町2-19-68
村山総合支庁 税務課 課税第二担当
TEL 023-621-8260